

●香川県監査委員公表第33号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、監査の結果に基づき又は監査の結果を参考として措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

平成28年11月4日

香川県監査委員 林 勲
同 大西 均
同 香川 芳文
同 高城 宗幸

- 1 監査対象部局 教育委員会
- 2 監査対象年度 平成27年度
- 3 措置の状況

監査の結果（対象機関）		措置の状況
指摘事項	<p>ア 支出について</p> <p>公用車の燃料代について、私費により支払をしているものがあつた。同様の事案が生じないよう業務の執行体制を見直す必要がある。（香川中部養護学校）</p>	<p>ア 支出について</p> <p>私費により支払をしていた公用車の燃料代について、平成28年3月25日に県費による支払（平成26年度分5件、29,156円）を完了した。また、平成26年度及び27年度の支払について、未払又は私費による支払がないかを確認した。その結果、当該事案以外には無かつた。今後は、支払業務のチェック体制として支払状況の確認を月毎に必ず複数の職員で行うことを徹底し、全ての支払に関する説明責任を果たせるよう所属職員を指導した。</p>
指導注意事項	<p>ア 収入について</p> <p>(ア) 研修負担金について、徴収額の算定に誤りがあるものがあつた。（教育センター）</p> <p>(イ) 書き損じた現金領収書の無効の処理が十分でなかつた。また、領収書の控えに誤って出納員の印を押印したものを無効処理してゐなかつた。使用済領収書綴の表紙に年度、有効枚数等の記載がされておらず、収支命令者の検印もなかつた。（屋島少年自然の家）</p>	<p>ア 収入について</p> <p>(ア) 収入済額と正当に算定した徴収額との差額を、直ちに返戻した。今後は、徴収額の算定の確認を複数人で行う。</p> <p>(イ) 現金領収書及び領収書の控えの無効の処理を、直ちに行つたのちに、綴の表紙に年度、有効枚数等を記載して確認・検印を行つた。今後は、現金領収書の無効の処理をする際は、担当者が確認印を押印し出納員が確認・検印することとした。また、現金領収書の控えにも出納員が確認・検印すること</p>

(ウ) 行政財産目的外使用許可に係る使用料のうち継続使用分については、会計年度の初日から起算して30日以内に徴収する必要があるにもかかわらず、2か月以上徴収が遅れていた。(総務課)

イ 支出について

(ア) 物品購入代金、講師謝金等の支払について、前年度に指導したにもかかわらず、遅延しているものが散見された。また、請求書の日付とその受付日付がかい離しているものがあつた。契約の相手方から請求があつたときは、遅滞なく支払う必要がある。(香川中部養護学校)

(イ) 部活動指導業務に係る特殊勤務手当について、支給額を誤っているものがあつた。(香川西部養護学校)

(ウ) 高速道路利用に係る通勤手当について、週休日に誤って通勤手当を支給していた。(屋島少年自然の家)

(エ) 県外旅費について、宿泊地も用務地として算出して支給しているものがあつた。(小豆島高等学校)

(オ) 県外旅費について、指定宿泊

とした。使用済領収書綴の表紙にもあわせて出納員が確認検印することとした。

(ウ) 各事業に関する徴収業務は当該事業の担当者が行っているため、年度継続に係る行政財産目的外使用許可の使用料の調定については、総務担当で確認することとした。

イ 支出について

(ア) 平成26年度及び27年度の支払のうち、遅延しているものについて原因を確認し、速やかに会計事務を行うよう職員を指導した。また、支払業務のチェック体制として支払状況の確認を月毎に必ず複数の職員で行い、情報の共有化を図ることを徹底した。

(イ) 平成27年4月分の正当な支給額(2時間、1,900円)と既支給額(4時間、3,000円)の差額1,100円を平成27年12月給与の支給時に戻入した。今後は、事務処理に誤りがないよう従事実績時間について複数の職員により確認を行うこととした。

(ウ) 直ちに戻入の手続を行った。

今後は、実績票を提出する際に通勤手当を受ける職員が勤務日に誤りがないかを確認するとともに、総務担当が総務ナビの出勤簿と照合し再確認する。

(エ) 直ちに正当な旅費額を計算し、不足額を支給した。今後、精算の際には、旅費システムに入力した内容のみでなく、出張伺及び復命書の記載内容を突合し確認することとした。

(オ) 直ちに正当な旅費額を計算し、

料の金額を誤って支給しているものがあつた。(石田高等学校)

ウ 契約について

(ア) 工事請負契約の変更について、変更後の契約金額の算定を誤っているものがあつた。(観音寺第一高等学校)

(イ) 機械警備業務委託契約では、警備機器に係る費用負担等を明記するとともに、一般競争入札の実施に当たっては、業務実施に必要な準備期間を考慮した日程とすべきであつた。(坂出高等学校)

(ウ) 契約金額が50万円を超える委託業務について、予定価格調書を作成していないものがあつた。(教育センター)

(エ) 建設工事の指名競争入札においては、当該入札の参加資格を有する者から指名する必要がある。(観音寺中央高等学校、高瀬高等学校、高松東高等学校)

(オ) 設計金額500万円以上の工事請負契約について履行保証等がないにもかかわらず、契約保証金を免除していた。(高松東高等学校)

エ 財産について

選挙用公営ポスター掲示場について、行政財産使用許可の手続がなさ

不足額を支給した。今後、精算の際には、旅費システムに入力した内容のみでなく、出張伺及び復命書の記載内容を突合し確認することとした。

ウ 契約について

(ア) 工事執行に関する事務手続については、特殊な手続が多いことから、平成28年4月13日に開催した県立学校事務部長会において、営繕課から説明を受けるとともに、高校教育課において、秋頃をめどに営繕課が作成したテキストを用いて全ての県立学校担当者を対象に、研修を実施することとした。

(イ) 機械警備業務委託契約に限らず、現在の受託者以外の者の参入が困難になるような入札スケジュールや仕様とならないよう、高校教育課において、秋頃をめどに全ての県立高校担当者を対象に、研修を実施することとした。

(ウ) 会計規則の予定価格に関する規定及び契約事務マニュアルを改めて確認した。また、今後は「随意契約の自己点検表」により複数人でチェックを行うこととした。

(エ) 高校教育課において、営繕課と協議を行い、今後は、指名競争入札の対象となる工事については、原則として営繕課が執行することとした。

(オ) 高校教育課において、営繕課と協議を行い、今後は、設計金額500万円以上の工事については、原則として営繕課が執行することとした。

エ 財産について

行政財産使用許可制度について、全ての県立学校担当者を対象として

	<p>れていなかった。(観音寺第一高等学校)</p> <p>オ その他 サーバーを更新するときにデータを誤って消去したため、その復旧に不測の経費を要していた。データ移行時には、あらかじめその手順を定めて適切に作業を行う必要がある。 (高瀬高等学校)</p>	<p>研修を実施するほか、知事・国政・県議会選挙の際には、高校教育課から全学校に対し、手続に対する注意喚起を行うこととした。</p> <p>オ その他 全ての県立学校において、今後、同様のデータ移行に当たっては、事前に手順書を作成することとし、重要な操作を行うときには必ず2名以上で確認・点検した上で実行することとした。</p>
--	--	---